

Title	忘れられたるロイド教授
Sub Title	
Author	手塚, 寿郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.3 (1920. 3) ,p.442(140)- 449(147)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200301-0140

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ナショナル・ギルドにおけるギルドは生産者を代表し、國家は消費者を代表するのは前論既に説ける所である。而して消費者の代表たる國家の機能はホブソンの研究によれば、(一)法律、(二)醫術、(三)陸海軍並に警察、(四)對外關係(五)教育、(六)中央並に地方行政の六である。(S. G. Hobson; National Guilds p. 259) 今之を詳論する暇はないが、以上前號においてギルド社會における國家の否定的方面即ちナショナル・ギルド組織において國家か之に干與せざる方面の事を論じ、本號においてはギルド社會主義の國家に對する社會學的考察を述べ、其肯定的方面を指示せることにより、ギルド社會主義の國家觀は大體之を紹介し得たことと信ずる。

(一九二〇・二・一二)

忘れられたるロイド 教授

手塚 壽 郎

デェザンスとメンガーとワルラとに依りて殆んど同時に發見せられる主觀價值説も、五十年代に於て早くもゴッセンに依りて道破せられたものなることは何人と雖疑ふ能はざる事實である。去り乍ら多くの人々の考ふるが如くゴッセンが主觀價值説の創設者の榮譽を荷ひ得べきものであらうか。我々は一八四四年 "De la mesure de l'utilite des travaux publics" を公したデェブユイを思ひ、更に忘れられたるロイドに想到すると共に創見の名はゴッセンの荷ふべきものではないやうに感ぜらるゝ。若しロイドの説く所が如實に主觀價值説であるとしたならば

それはデェブユイに先つこと十年であり、ゴッセンに先つこと實に二十年であり、デェザンス、メンガー、ワルラに先つことさらに三十有餘年である。余は小なる此一文に於て本邦學界より忘れられたるロイドの價值論の綱領を傳へ、價值論上に於ける主觀派又は奧太利派も要するに英吉利なることを明にしたいと思ふのである。

ロイド W. F. Lloyd は基督教の研究者であり且つ牛津大學の教授であつた。彼の時代に講せられたる講義は公刊せらるゝを例せざるものゝ如くであつて、彼は一八二一年に "Two Lectures on the Checks to Population" (一八三〇

年講演)を公にし、一八三四年には "A Lecture on the Notion of Value as distinguishable not only from Utility, but also from Value in Exchange. Delivered before the University of Oxford in Michaelmas Term, 1833." を出し、一八三五年

(註一)は "Four Lectures on Poor Laws (一八三四年講演)を出版した。此内我々の當面の問題に關係あるものは "A Lecture on the Notion of Value" であつて、従つて余の研究も此書にのみ限定せらるゝのである。傳へ聞く所に據れば此書は僅か四十頁足らずの一小冊子であつて、世界に現存する其版本は僅かに三部に過ぎないことである。一は大英博物館に藏せらるゝもの、一はセリグマン教授の所藏に懸るもの、他は倫敦の Goldsmiths' Library に藏せらるゝものである。(註一)

斯様な次第であるから此書が極東の一貧乏書生の手に入り得べきものではないのは始めより明な事である。余はセリグマンが一九〇三年 Economic Journal 誌上に連載せる "On Some Neglected English Economists" なる論文に従ひロイド教授の學説を考へんとするのであ

る。此點切に御諒察を希ふ次第である。

ロイドは先づ物財の一般的過多と云ふことが可能なりや否やてふ問題に出發した。然し彼は之に對して斷案を下すことなくして、只生産者の側を離れて消費者の側より見るならば物財の一般的過多の不可能なることを主張した。蓋し物財の一般的過多とは富が一般的に過剰なることの謂であり、且つ人間欲望の一切の充足を意味するからである。然れども「事實に於ては人間の欲望に一定の限定がない。一の不便を除けば今まで無かつた他の不便が顯現して來る。斯くして富を獲得したいと云ふ熱情は現在する欲望の満足と共に擴延し行くものであり、縦ひ無限 infinite とは云ひ得ないとしてもそれは定限なきもの indefinite である。」(註二)然しこのことたる人間の欲望を満足し得る所の目的物が多數の人々に於て制限があるならば眞理たる能はざる

ものである。「富を求むる熱情を無制限たらしむるものは欲望の種類の乗化のである。」(註三)例へば未開の土人は欲望を有すること極めて少いにも拘らずそれすら充足せさせないけれども、然し、もし「彼等の欲望の項目が不變であるとして」而しても「彼等が飽充の食を探り、飽充の衣服を着るやうになるならば、彼等の富の最終點は達せられ、それ以上は全く無用であらう。」(註四)文化國に於ても此と同様である。「富の熱望を定限無からしめ、飽充せしめざる所のものは欲望の種類と其充足に必要な財の種類とが無限であるからである。論理學者の所謂 *the good* の場合に於ては欲望には限度がある。」

ロイド教授は更に此觀念を利用と價値の問題に向けたのである。曰く「量の増加は遂には特定の欲望の對象に對する要求を消費するか又は極度まで満足せしむるものである」と。更に彼

は自ら問題を提出して「需要又は欲望が十分に満足せられたる時に於ては如何なる現象が生起するものであらうか」と。例へば必要以上の水があるとするならば此餘分の水は如何なるものとなるのであらうか。彼は自ら答へて云ふ「其使用を節約しやうとも思はねば、それを貯蓄しやうとも思ふことも無からう。果た又それを財産とし他人が之を使用するを妨げやうともせぬであらう」これ正しく價値の出現であり其強度に依り價値の度も定まるのである。」と(註六)

ロイド教授は此定義を完全にし、且つ理解し易からしめんが爲には尙詳細なる説明を必要とするものと考へ、數十年の後限界利用説の主張者と殆んど符節を合する叙述を爲してゐる。今飢えたる人があつて、そして其人は只一オンスの食物のみを處分し得るものと想像する。彼に對し此一オンスは頗る重要なものなることは

疑を容れない。次に彼が二オンスの食物を有するに至つたと想像する。此ら二オンスと雖尙重要なるものに相違ない。然し乍ら第二オンスの重要は第一オンスの場合のそれとは等しくないものである。換言すれば彼は此ら二オンスの中の一オンスと離るゝも尙一オンスを残すならば只一オンスのみを有するときに其一オンスと離るゝ程の苦痛を感せぬであらう。又第三オンスの重要は第二オンスよりも更に小なるべく、同様に第四オンスのそれは第三のそれよりも又小なるべく、オンスを聯續的に増加し行く時は吾人は遂に其特種の食事によりて、食欲が全く又は殆んど全く失はるゝ點に來るのである。而しては或はや一オンスに就いては之を保持するもせざるも全く無差別の域に達する。かくて彼は食物の供給せらるゝこと少ければ其部分に對して大なる尊重を與ふるものである。換言すれば彼

は之に大なる價值を認むるものである。之に反し供給が増加するときは與へられたる量に對する尊重は減少し、換言すれば彼はこれに小なる價值を認むるものである。(註七)加之彼は欲望の彈力を發條のそれに比した。食物に對する欲望は發條に喩ふべきものである。卷かれたる發條は擴張せんとする大なる傾向を有するものである。然し此擴張せんとする傾向は發條の擴張と共に漸く減少して遂には全く失はるゝものである。(註八)

このことたるや各の財に就いて眞たるのみでなく、即ち同一の財が供給の増加によりて重要な度を減ずるのみならず、各財に歸せる相對的重要も變化するものである。人間の各種の欲望は何れも食物に對する欲望の如く發條に比せらるべきものである。此比喻に於て各の欲望は各の差異に従つて諸々の力の發條によりて示さる

時計の主發條は渦狀發條よりも強いと云ふが然し價值を云ふ時には斯様な意味に於て云はない。「價值の依存する欲望は一部既に張り更に張らんとする發條の張力に比すべきものである。それは物財の量の變化と共に變化し従ひて絶對的欲望が充足せらるゝ程度の變化と共に變化するものである。」(註十)

此意味に於て「最も有用な欲望は最も有用ならざる財のそれよりも小なるものである。水は已に渴を醫して只水浴せんとする人に依りてよりも、渴の爲めに死せんとする人によりてより多く、欲望せられるのである。價值の依存するは欲望であり、かくの如き欲望である」(註十一)

ロイドはかく利用と價值とを區別し、而も此混同せらるゝ恐あるを説き、遂に此點より限界利用説に達したものの如くである。「もし既に一打の上着を有する者に向つて汝が持つ上着を與

てであらう。人間の生存に絶對的に必要ならざる食物燃料等に對する欲望を示すには比較的弱い發條で足るであらう。人爲的欲望 artificial wants に赴くならば吾人は其強度に従つて夫々の強さの發條に比することが出来る。」(註九)發條を比較するには二つの方法がある、例へば時計の主發條が渦狀發條より強いと云ふが如く絶對的に比較することも出来る。又例へば時計が休止せんとする時主發條の彈力はもはや無くなつたと云ふが如く條件の變化せる下に於ける其張力を比較することも出来る。而して此比較方法を欲望の彈力に移して考ふるならば利用は通常第一の方法に依りて比較せらるゝのである。「吾々は對象の利用をばそれが充す所の欲望の重要な度によりて絶對的に評價するのである……水は豊富にある陸上に於てよりも乏しき海上の船に於てより有用のものではない。吾々は

へんとすれば彼は恐らくは答へるであらう。余はそれに利用を有せぬと。然し彼は茲に抽象的利用を語つてゐるのではない。上着を澤山に所有してゐる欲望の状態の下に於て彼が有する利用を語るのである。勿論これは價值とは同一のものに非ずとするも、それに極めて近きものである。上着は充分に供給せられてゐる事情の下に於ては彼に對し何らの利用を有しないものである。故に多くを持つ程其尊重の度に於て價值が少くなつて来る。然しこれは一般的意義に於ける利用の意義に於ける上着の利用とは著しく異なるものであつて、決して之と混同せらるべきものではない。」(註十二)

ロイドは利用は價值と異ると云ふときに人々は利用を抽象的意義に於て用ゆるものなるを力説し、特種の意義に用ゆべからずとなした。此の特種の意義こそ現今に於ける「限界」の意義で

あつて、彼は曰く「窮極的意義に於て價值が充
さるゝ欲望と充されざる欲望との間の乖離の限
界に於て現はるゝ心の感じを意味するものなる
こと疑ふべくもない」(註十三)

斯く考へて見ると所謂全部利用はロイドに於
ける抽象的利用であり、デュゼンスのファイナル
ユチリテ、ウィーサーのグレンツメッセン、ウイ
クスタードのマーチナル・ユチリテ、クラークの
スペシフィック・ユチリテはロイドの特種の利用で
はあるまいかと疑はるゝ。

ロイドは一の結論を導いた。曰く價值の概念
は交換とは獨立にして、之に先行するものであ
ると。又價值とは一定の個人に對する物財の眞
實の重要な程度である。「對象はロビンソン・
クルソーの如く孤立せる個人の場合にも所有者
にとりて眞實的に重要たり得べく、英國に存在
するやうな社會に於ても又然るを得る」と。ロ

イドは茲に個人的價值と社會的價值との區別に
蓬着した譯である。「吾人は明に個人の使用の爲
めに作られたる物財にして、それが他の人間に
對し絶對的に無用であり従つて交換價值を欠く
場合に於ても、自分にとりて實際に利用あり價
値ある物と認むることが出来る。」但しかゝる場
合の極めて稀なることは勿論である。ロイドも
之を認めた。然れども「物財をして其所有者の評
價に於てより多くの價值あらしむる作業。profit
making は一切の他人の評價に於てそれをより小
ならしむるものであることも考へ得られる。」
(註十四)ロイドが個人的價值と社會價值との間
に徑庭ありと考へ、特定の個人に對する價值と
全社會に對する價值との間に差ありと考へたこ
とは此によつて明白である。

最後に彼は内在的價值を論じ「價值なる語は
物財に生具的(インヘレント)なる性質を表はす

ものではない。それは心の感情を表はすもので
あり、従つて其感情に影響を及ぼす外界事情の
變化と共に變化するものである。而も其變化は
目的たる物財の内在的性質の變化の存否如何に
かゝはらなむ」と述べた。(註十五)

註 一 Anderson, Social Value, p. 176

二 A Lecture on the Notion of Value, p. 7

三 Ibid, p. 8

四 " p. 9

五 " p. 10

六 " p. 18

七 " pp. 11-12

八 " p. 12

九 " p. 13

十 " p. 15

十一 " p. 16

十二 " p. 18

十三 " p. 16
十四 " p. 28
十五 " p. 31

新刊紹介

英國所得稅法調査委員會

報告書

Minutes of Evidence taken before the Royal
Commission on the Income Tax.

英國政府は昨年所得稅法(超過稅法を含む)の
全體に互りて、課稅の範圍、稅率、轉嫁等の諸
問題を始め、現行の法律并に慣例に如何なる改
正を施すを必要とするやの問題を審議す可き調
査委員會を組織し、コルウケン卿を委員長に、
二十三名の人士を委員に任命したり。委員中に
ハッーマン、ブレイクス兩氏の如き労働黨議員あ